

札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区告示改正 新旧対照表 (1 / 2)

現行	改正案	説明
<p>2 景観保全型広告整備地区の区域 前項の景観保全型広告整備地区の対象となる区域は、都市計画道路「創成川通」の道路中心線、市道「北4条線」の道路中心線、市道「西6丁目線」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」(連続立体交差事業による高架構造物)の南側に囲まれた区域とする。</p> <p>なお当該区域の内、市道「西5丁目線」の道路中心線、市道「北5条線」の道路中心線、市道「西2丁目線」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」(連続立体交差事業による高架構造物)の南側に囲まれた区域を「第1区域」、<u>「第1区域」</u>以外の区域を「第2区域」とする。</p> <p>4 許可基準 (1) 当該景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、次に掲げるもののほか、別表1及び別表2のとおりとする。 ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。 イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。 ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。</p>	<p>2 景観保全型広告整備地区の区域 前項の景観保全型広告整備地区の対象となる区域は、都市計画道路「創成川通」の道路中心線、市道「北4条線」の道路中心線、市道西6丁目線」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」(連続立体交差事業による高架構造物)の南側に囲まれた区域とする。<u>ただし、平成 年告示第 号により指定された「札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区」の区域を除く。</u></p> <p>なお当該区域の内、都市計画道路「西5丁目樽川通」の道路中心線、<u>都市計画道路「北5条・手稲通」</u>の道路中心線、市道「西2丁目線」の道路中心線及び都市計画都市高速鉄道「北海道旅客鉄道株式会社函館本線」(連続立体交差事業による高架構造物)の南側に囲まれた区域を「第1区域」、<u>「第1区域」</u>以外の区域を「第2区域」とする。</p> <p>4 許可基準 (1) 当該景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、次に掲げるもののほか、別表1及び別表2のとおりとする。 ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。 イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。 ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。 <u>エ 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。</u></p>	<p>既に指定を行っている区域から、「札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区」に編入される区域を除外するための文言の追加</p> <p>道路名称につき、前段落と記載ルールを統一 (都市計画道路となっている道路について、道路法上の道路名称から変更)</p> <p>現に必要な許可を明記</p>

札幌駅南口地区景観保全型広告整備地区告示改正 新旧対照表 (2 / 2)

現行			改正案			説明
別表 1			別表 1			
種類	区域別許可基準		種類	区域別許可基準		
	第1区域	第2区域		第1区域	第2区域	
壁面 広 告 物	(1) 省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね15日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）については、この限りでない。 (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4)～(10) 省略	(1) 省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね15日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）については、この限りでない。 (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4)～(10) 省略	壁面 広 告 物	(1) 省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 <u>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</u> <u>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</u> <u>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね15日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）</u> (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4)～(10) 省略	(1) 省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 <u>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</u> <u>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</u> <u>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね15日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）</u> (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4)～(10) 省略	(2)について文言整理
	壁面広告物以外は省略			壁面広告物以外は省略		